医療機関における 宿日直許可申請の手引き

佐賀県医療勤務環境改善支援センター

医師、看護師の断続的な宿日直の許可基準について

○ 宿日直とは

労働基準法では、常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務(例えば、いわゆる「寝当直」に当たるような業務)については、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外とすることを定めている(宿日直許可)。

○ 宿日直の許可基準

- (1) 勤務の態様
 - ア 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務のみを認めるものであり、定期的巡視、 緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可の 対象となる。
 - イ 原則として、通常の労働の継続は許可されない。したがって、本来業務の始業又は終業 時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うものについて は許可の対象にならない。
 - ウ 医師、看護師の場合、通常の勤務時間の拘束から完全に解放されたものであり、従事する業務は一般の宿日直業務以外には、以下のような特殊の措置を必要としない軽度の又は 短時間の業務に限る。
 - ・医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診などによる診察等(軽度の措置を 含む)や、看護師に対する指示、確認を行うこと。
 - ・医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間(非輪番日であるなど)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師に対する指示、確認を行うこと。
 - ・看護職員が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間(例えば非輪番日であるなど)において、少数の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと。
 - ・看護職員が、病室の提示巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと。

(2) 宿日直手当について

宿直勤務1回の宿直手当(深夜割増賃金を含む)又は日直勤務1回の日直手当の最低額は、 事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払 われる賃金(労基法第37条の割増賃金の基礎となる賃金に限る)の1人1日平均額の3分の 1を下らないものである必要がある。

※ 宿日直手当の金額が許可基準を満たす金額となっているか確認するための計算

宿(日)直勤務総員数の1か月所定内賃金額合計

≦ 宿(日)直手当額

1か月所定労働日数×宿(日)直勤務総員数×3

(3) 宿日直の回数

原則として、宿直業務は週1回、日直業務は月1回が限度。

ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべての者に宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直についても許可される場合がある。

(4) その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。

宿日直の許可は、1つの病院、診療所等において、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等 を限って受けることもできる。



○ 宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

宿日直中に、通常と同態様の業務(例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など)がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である(宿直の場合には、夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要)。

なお、許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、その時間に ついては、通常の労働時間として取り扱うとともに、本来の賃金(割増賃金が必要な場合は割 増賃金も)を支払う必要がある。

○ 他病院で通常勤務を行う医師と労働契約を締結し、宿日直勤務のみに従事させる場合 (令和3年2月18日付け基発0218第1号)

一般には「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」の申請が必要となるが、医師においては「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」による申請を行うことができる。

なお、宿日直手当の額については、昭和22年9月13日付け発基第17号通達において、所轄 労働基準監督署長が同通知に示す基準によることが著しく困難又は不適当と認めたものについ ては、その基準にかかわらず許可することができるとされている。



厚生労働省 宿日直許可申請に関する解説資料(参考事例)より

非常事態に備えての待機、簡易な検査 過去4か月間の実績を調査。

対応が発生した日も1日2人程度、合計約40分。

査(約5分)のみ

対象業務

労基署の調査概要

https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

医療機関における宿日直 許可事例 (注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。 【ポイント】「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」として定期的な病棟回診等が認められる場合がある。 救急指定の別 指定なし 診療科·部門 精神科、心療内科 病床数 170床 労働者数 150人 対象者数等 勤務医1人、他病院からの受入医8人 宿直(週1回):18時~翌8時45分 日直(月1回):土13時~17時、日祝9時~17時 宿日直勤務時間 対象業務 非常事態に備えての待機、定期回診 過去3か月間の実績を調査。 宿直勤務では、約30分の定期回診と入院患者の容態急変に備えた病棟管理 に記念した。 回診は、1~3階病室を巡回し、処置の必要な患者は看護師が回診時に案内するが、1回2件程度、発熱診察や転倒等による軽 傷処置。 労基署の調査概要 病棟管理では診察を要する事案の発生頻度は1日最大5件、平均1件程度(1件約32分)。 救急指定の別 指定なし 内科(呼吸器、消化器、循環器) 診療科·部門 労働者数 100 Å 病床数 40床 対象者数等 勤務医14人(うち非常勤医師14人) 宿日直勤務時間 宿直(1人当たり週1回): 20時~翌9時(日・月・水・金・土) 、17時~翌9時(火・木) 対象業務 非常事態に備えての待機 過去1か月の実績について調査。 宿直勤務中の業務としては、少数の軽傷の外来患者の問診実施。 :発生件数は、月0~3件。 対応時間は、1件当たり5分程度(最大で20分)。 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務は、入院患者の死亡確認、搬送される救急患者(診察のみ。手続等は看護師対応)の対応があるが、数か月に1回発生する程度。 労基署の調査概要 救急指定の別 指定なし 診療科·部門 内科、アレルギー科、リウマチ科、外科、呼吸器科、 病床数 140床 労働者数 190人 対象者数等 勤務医30人(うち非常勤医師29人) 宿直(1人当たり週1回): 21時~翌8時(平日) 18時~翌8時(土日祝) 日直(1人当たり月1回): 8時~18時(日祝のみ) 宿日直勤務時間 対象業務 非常事態に備えての待機 過去1か月間の実績を調査。 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変時の薬の投与(必要性及び投与薬を判断し、看護師に指示) ・発生件数は、1日0~1件 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・高度な措置が必要な場合の大規模病院への移送指示 ・発生件数は、1日0~1件。 対応時間は、1件当たり5~10分程度。 ・死亡確認 労基署の調査概要 6 :発生件数は、1日0~1件。 対応時間は、1件当たり20分程度。 ICU、救急 【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。 救急指定の別 二次救急病院 内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、 診療科·部門 病理診断科、精神科 病床数 労働者数 350床 900人 勤務医44人 対象者数等 宿直(週1回):18時~翌9時 日直(月1回):9時~18時 宿日直勤務時間 対象業務 ICU(集中治療室)の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応 最大収容患者数4人のICUにおいて、 ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する「処置確認」 (約2分) 労基署の調査概要 ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼 出対応」(約20分) 休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務医による対応なし。 救急指定の別 二次救急病院 内科、外科、小児科、リハビリテーション科、麻酔科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、皮膚科 診療科·部門 病床数 300床 労働者数 520人 対象者数等 臨床検査技師8人 宿直(週1回):21時~翌8時30分 宿日直勤務時間

通常勤務では血液を対象としたガス検査(酸素や二酸化炭素の分圧測定)や骨密度検査、エコー検査等の各種検査を行う一方、 宿直勤務では患者が救急搬送された場合でも血液検査(約20分)、尿検査(約5分)、心電図検査(約5分)、溶連菌等の簡易検

医療機関における宿日直 許可事例 (注)以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

| 救急病院 | 【ポイント】救急等でも対象業務が「タ | 特殊の措置を必要としない軽度の又 | は短時間の業務」であれば許可される場合がある。 |
|----------|---|-----------------------------|---|
| 救急指定の別 | 一次救急病院 | | |
| 診療科·部門 | 内科、リハビリテーション科、放射線 | 科、皮膚科、整形外科 | |
| 病床数 | 50床 | 労働者数 | 80人 |
| 対象者数等 | 他病院からの受入医7人 | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(週1回):18時~翌8時30分 | 日直(月2回):9時30分~翌8時30分 | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機、診察 | | |
| 労基署の調査概要 | 過去1か月間の実績を調査。 通常の勤務時間と同態様の業務の引 尻もちの診察(約5分)や死亡確認(終 医師2人について、宿直日ごとの間 り、また、勤務の労働密度が薄いこと 宿日直手当額は、17号通達記2イに の3分の1の額を参考に評価。 | 隔が6日以上開いていない调がみられ | たものの、1か月間の宿直回数は4回以下となってお て許可。 基本統計調査報告の医師の賃金額から算出した日額 |
| 救急指定の別 | 二次救急病院 | | |
| 診療科·部門 | 精神科、神経科、内科、皮膚科、リバ | バビリテーション科、歯科 | |
| 病床数 | 380床 | 労働者数 | 420人 |
| 対象者数等 | 勤務医18人 | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(週1回): 17時15分~翌8時3 | 0分 | |
| 対象業務 | 緊急事態に備えての待機、定期回診 | 、 検食 | |
| 労基署の調査概要 | 病棟を回診し、45人程度の要注意患 宿直日の夕食(約10分)、朝食(約5 救急患者の受入時の診察等に月平 | 分)を検食。 均7件程度。二次救急の輪番日に新規 | は医師1人が宿直。 よ力(約40分)。睡眠中の患者が多く回診時間は僅か。 見患者の受入の際は約2時間程度要するが、通常の救 亡対応が月平均3件程度(1件約1時間)。 |

| 救急病院 | 【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を | 必要としない軽度の又は短時間の業績 | 务」であれば許可される場合がある。 |
|----------|--|--|---------------------------|
| 救急指定の別 | 三次救急病院 | | |
| 診療科•部門 | 内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科 | 斗、 泌尿器科等31科目 | |
| 病床数 | 300床 | 労働者数 | 600人 |
| 対象者数等 | 勤務医47人 | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回):23時~翌8時30分(毎 | 目) | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | |
| 労基署の調査概要 | ○ 宿直勤務は17時から開始。17時以降は通常第 ①教急外来患者のうち軽症者に対する診察等本申請は救急外来患者への対応件数が減少では時間外労働として扱う。)。 ○ 直近3か月の実績を調査。 ○ 宿日直勤務・に発生する通常の勤務時間と同 ①教急外来患者への対応 対応時間は、1件当たり25~40分。 重症患者の場合は、オンコール医師へ連絡。 ②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり25~40分。 可能患者の場合は、オンコール医師へ連絡。 ②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり20~30分。 原則、主治医が対応。主治医から指示があっ ただし、23時以降の対応患者数は年間平均2 十分な睡眠時間が確保されている。 | ②入院患者の容体の変動への対応を行 する23時以降の時間帯に限定して許可申 引態様の業務の状況は次のとおり。 た場合は看護師等に指示。 | う。 請の対象とするもの(17時から23時ま |

| 救急指定の別 | 二次救急病院 |
|----------|---|
| 診療科・部門 | 一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、糖尿病内科、外科肛門科、整形外科、脳神経外科、乳腺外科、 泌尿器科、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、歯科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻薬科 |
| 病床数 | 200床 労働者数 390人 |
| 対象者数等 | 勤務医8人、他病院からの受入医8人 |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回): 17時~翌8時30分(月~土) 日直(1人当たり月1回): 9時~17時(日のみ) |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急搬送又は外来患者が来院しても、宿日直勤務に従事する医師の専門外である場合には対応可能な病院を案内する。 ○ 入院患者の急変時に宿日直勤務医が処置の判断を行えない場合は担当医師に連絡する。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変時の診察 ・発生頻度は、3か月(92日)間のうち宿直勤務で71件(1勤務平均0.9件)、日直勤務で19件(1勤務平均1.5件)、1件当たり、30分未満。 ・救急患者の診察 ・発生頻度は、3か月(92日間)のうち、宿直勤務で47件(1勤務平均0.6件)、日直勤務で17件(1勤務平均1.3件) 1件当たり、30分未満。 |

医療機関における宿日直 許可事例

(注)以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

| 救急病院 | ■ 【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可され | ス場合がある |
|------|---|--------|
| | | |

| 救急指定の別 | 二次救急病院 | | | |
|----------|--|---|------|--|
| 診療科·部門 | 内科、外科、眼科、皮膚科、放射線科、麻酔科 | | | |
| 病床数 | 200床 | 労働者数 | 360人 | |
| 対象者数等 | 勤務医4人、他病院からの受入医15人 | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回): 17時~翌8時30分(月~金) 13時~翌8時30分(土のみ) 日直(1人当たり月1回): 8時30分~17時(日のみ) | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の医療機関が交代です。 当該病院の救急患者の受入れは月1~2日で、輸番日以外では軽症者のみの受入れ。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態相・入院患者の急変時の対応として、次の業務が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | あるが、手術等を要する重症患者は受け 様の業務の状況は次のとおり。 がある。 。 の対応に係る業務の発生頻度は、宿 | | |

| - | 許可回数特例 | 【ポイント】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合がある。 |
|---|--------|--|
| - | | ▼ 【小1ノト】伯 口 但 の 凹 数 は、伯 口 但 に 化 争し 待 る 达 即 の 数 寺 の 争 頂 か 特 例 とし し 考 慮 さ れ る 場 百 か め る 。 |

| | Little Tall The Control of the Control | OF THE MAN OF THE PROPERTY OF | EC-1-0-BILL 03-0-8 | |
|----------|---|---|---|--|
| 救急指定の別 | 指定なし | | | |
| 診療科·部門 | 内科、リハビリテーション科 | | | |
| 病床数 | 170床 | 労働者数 | 130人 | |
| 対象者数等 | 勤務医2人、他病院からの受入医10人 | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(週1回):17時~翌8時30分 日直(月2回 | 宿直(週1回):17時~翌8時30分 日直(月2回):土12時30分~17時30分、日祝9時~17時30分 | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | |
| 労基署の調査概要 | 過去3か月間の実績を調査。 調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を走 地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確 務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機業務で | 呆が極めて難しく、当該嘱託医の本院での | Rとすることが可能。日直については、僻 D勤務の都合から、土日連続した日直勤 | |

| 救急指定の別 | 指定なし | |
|----------|---|---------|
| 診療科・部門 | 内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科 | |
| 病床数 | 170床 労働者数 190人 | |
| 対象者数等 | 勤務医1人、他病院からの受入医10人 | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週2回): 17時30分~翌8時30分(毎日) | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機、問診等 | |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去0.5か月間の実績を調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 : 発生件数は、1日0~1件。 対応時間は、1件当たりの所要時間は5~10分程度。 ○ 勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くして 受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。 | ているものの、 |

医療機関における宿日直 不許可事例

(注)以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

通常業務との分離 【ポイント】通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。※

| 救急指定の別 | 二次救急病院 | | |
|----------|---|---------------------------------------|------|
| 診療科·部門 | 内科、小児科、外科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション 科、化学療法科、病理診断科 | | |
| 病床数 | 340床 | 労働者数 | 490人 |
| 対象者数等 | 勤務医29人 | 1 | 17. |
| 宿日直勤務時間 | 日直(月1回):14時~17時 | | |
| 対象業務 | 緊急事態に備えての待機、文書又は電話収受等 | | |
| 労基署の調査概要 | 過去1か月間の実績を調査。 救急指定病院として月25日程度、救急患者を受入 日直勤務日の14時までは時間外労働として勤務し ほぼ毎回、14時以降も患者への治療等が複数回 終業時刻に密着して行う短時間の断続的な労働と | 、14時以降は宿直室に移動して待機。 発生(合計約30分~2時間)。 | |

(※)始業又は終業時刻に密着して行う短時間(おおむね4時間程度未満)の監視又は断続的な労働は、日直の業務として許可の対象とならない。 (昭和43年4月9日付け基収797号)

医療機関における宿日直 許可事例 (注)以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

| 救急指定の別 | 二次救急病院 | | | |
|----------|--|---------------------------|----------------|--|
| 診療科·部門 | 精神科 | | | |
| 病床数 | 390床 | 労働者数 | 290人 | |
| 対象者数等 | 勤務医14人 | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回):17時~翌8時30分(旬日直(1人当たり月1回):8時30分~17時(日 | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が 輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医的 「宿日直中の業務としては、病棟の定時的巡礼 :発生件数は、1日1件。 対応時間は、35分程度。 「宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態・入院患者の転倒時の処置 :年2~3回。1件当たり1時間程度。 ・外来患者に対する薬の処方 :輪番月で月20回。1件当たり10分程度。 ・患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成) :年1回以下。1件当たり30分程度。 | 雨の他にオンコール医師 (精神保健指定原見がある。 | 番制)。 医)を配置。 | |

| 救急指定の別 | 指定なし | | |
|----------|--|----------------|--------|
| 診療科·部門 | 精神科 | | |
| 病床数 | 210床 | 労働者数 | 160人 |
| 対象者数等 | 勤務医5人、他病院からの受入医2人 | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回):18時15分~翌8時45 日直(1人当たり月1回):8時45分~17時(土 | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外 | 来•電話対応 | |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態 ・入院患者の容体急変への対応 ・発生頻度は92日中45日。 対応時間は1件当たり20分程度。 ・当番病院の日には新規外来患者に対する電 | 様の業務の状況は次のとおり。 | 30分程度。 |

精神科

| 救急指定の別等 | 精神科救急医療の当番病院 | | | |
|----------|--|---|--------------------------------|--|
| 診療科·部門 | 精神科、心療内科、内科、歯科 | | | |
| 病床数 | 330床 | 労働者数 | 310人 | |
| 対象者数等 | 勤務医9人 | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回): 17時15分 日直(1人当たり月1回): 8時45分 | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | |
| 労基署の調査概要 | ○ 宿日直勤務では、患者の問診、 ・問診 :発生件数は、宿直中月32回、 電話の収受 :発生件数は、宿直中月67回。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の ・入院受入れ | 日直中月6回。対応時間は、1件当た 日直中月21回。対応時間は、1件当た 勤務時間と同態様の業務の状況は次 日直中月1回。対応時間は、1件当たり | り10分程度。 り2~10分程度。 なのとおり。 | |

| 救急指定の別等 | 精神科救急医療の当番病院 | | | | | | | | |
|----------|---|--|---------------------------|-------|--|--|--|--|--|
| 診療科·部門 | 精神科、心療内科、内科、消化 | 器科 | | | | | | | |
| 病床数 | 170床 | 170床 労働者数 120人 | | | | | | | |
| 対象者数等 | 勤務医2人 | | | | | | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回): 17時 日直(1人当たり月1回): 9時 ※本事例は、このうち、救急指5 | | | | | | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | | | | | | |
| 労基署の調査概要 | までの宿直も許可対象となり4 申請に至ったもの。 過去1年間の実績を調査。 ・過去1年間における教急指写。 ・うち宿直は36日(回)日直! で宿日直勤務中に発生する過・救急外来患者等の対応 ・発急外来患者等の対応 ・発生件数は、宿直中年4回対応時間は、1件当たり30% | 229時以降の宿直のみ許可を得ていたが、 等る勤務実態であることを確認した上で、改め を当番日は43日。 は7日(回)。 塩常の勤務時間と同態様の業務の状況は次の 以日直中年1回 分程度。 師のほか、外部からの電話連絡等に対所 | かて救急指定当番日の宿日直全体に のとおり。 | ついて許可 | | | | | |

医療機関における宿日直 許可事例 (注)以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

| 救急指定の別 | 一次救急病院 | | | | | | | |
|----------|--|--|----------------------------|--|--|--|--|--|
| 診療科・部門 | 内科、脳神経内科、精神科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科 | | | | | | | |
| 病床数 | 680床 労働者数 540人 | | | | | | | |
| 対象者数等 | 他病院からの受入医8人 | | | | | | | |
| 宿日直勤務時間 | 日直(1人当たり月1回): 9時~18時(日のみ) | | | | | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | | | | | |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 精神科病棟について医師1名、内科病棟 ○ 宿日直勤務 ・精神科病棟 ・服薬・身体拘束等の指示。 発生件時間は、1件当たり5分程度。 ・内科病棟 ・服薬・点滴等の処置を指示。 発生件数は、3か月間で17回 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・の科病棟 ・死亡確認 ・死亡確認 ・発生件数は、3か月間で5回、 が応時間は、1件当たり5分程度。 ・死亡確認 ・発生件数は、3か月間で5回、 ・死亡確認 ・発生件数は、3か月間で5回、 が応時間は、1件当たり30分程度。 | | 旦当。 診、看護師等に対し、次の指示を行う。 | | | | | |

| 救急指定の別 | 指定なし | | | | | | | |
|----------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 診療科·部門 | 産科 | | | | | | | |
| 病床数 | 15床 労働者数 25人 | | | | | | | |
| 対象者数等 | 勤務医5人 | | | | | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回): 18時~翌9時(火・水・木・日) | | | | | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | | | | | |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) ・発生件数は、月3件。 対応時間は、1件当たり20分程度。 ・外来患者の診察 ・発生件数は、月6件。 対応時間は、1件45り10分程度。 | | | | | | | |

| 救急指定の別 | 指定なし | | | | | | | | |
|----------|---|---------------------------------|----|--|--|--|--|--|--|
| 診療科·部門 | 産科 | | | | | | | | |
| 病床数 | 12床 | 12床 労働者数 25人 | | | | | | | |
| 対象者数等 | 勤務医5人 | | | | | | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回): 19時~翌9時(月のみ) 17時~翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回): 9時~17時(日のみ) | | | | | | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | | | | | | |
| 労基署の調査概要 | ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様・入院・外来患者の分娩対応 :対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)対応時間は、1件当たり平均54分。 ・宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大1〇 宿日直中の体制では対処できないような緊急 | 、日直で月最大1件。 件。宿日直医師の対応時間は約1時間 | 送。 | | | | | | |

| 救急指定の別 | 指定なし | | | | | | | |
|----------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 診療科·部門 | 産婦人科 | | | | | | | |
| 病床数 | 19床 労働者数 30人 | | | | | | | |
| 対象者数等 | 勤務医2人 | | | | | | | |
| 宿日直勤務時間 | 宿直(1人当たり週1回): 17時~翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回): 9時~17時(日・祝のみ) | | | | | | | |
| 対象業務 | 非常事態に備えての待機 | | | | | | | |
| 労基署の調査概要 | ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応 : 発生件数は、月1件。 対応時間は、1件当たり30分程度。 分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会 | ○ 過去2か月間の実績を調査。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) :発生件数は、月1件。 対応時間は、1件当たり30分程度。 分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。 ・帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。 | | | | | | |

断続的な宿直又は日直勤務の許可申請について

〇 申請前にチェックしましょう

| 甲請を考えている佰日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務 |
|---|
| である。 |
| 申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである。 |
| ベッド・寝具など睡眠が可能な設備がある。 |
| 申請を考えている宿日直業務は、通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全 |
| に解放された後のものである。 |
| 始業・終業時刻に密着して行う短時間の業務態様ではない(4時間未満ではない)。 |
| 救急患者の診療等通常勤務と同態様の業務が発生することはあっても、稀である。 |
| 実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運 |
| 用されている(宿日直の従事者の認識も同様である)。 |

※ こちらもご確認ください!

- 一部の診療科のみ、一部の職種のみ、一部の時間帯のみの許可を申請することもできます。
- 申請をするかどうか迷った場合など、県の医療勤務環境改善支援センターに相談 することができます。

なお、相談時に得た情報は支援のために使用するものであり、取締り目的で使用 されません。

- 宿日直許可を得ずに行う宿日直は通常の労働時間として取扱う必要があります。
- 許可を得た宿日直業務中に通常の労働が発生した場合には、労働時間として取扱うことが必要です。

○ 断続的な宿直又は日直勤務許可申請の全体の流れ

- (1) 「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」(様式第10号)の作成・提出
- (2) 労働基準監督署による書類審査
- (3) 申請書類に不備等がなければ、実地調査(訪問調査)
- (4) 実地調査で、申請書と実際の勤務に違いがないかを確認
- (5) 問題がなければ「断続的な宿直又は日直勤務許可書」の交付

○ 「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」の作成・提出

《添付資料は個別事案によって異なる場合がある》

- (1) 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書(様式第10号) (2部)
- (2) 勤務熊様について
- (3) 宿日直勤務者の賃金一覧表 (職種別に作成)
- (4) 平面図(宿直室の場所がわかるように色を付ける。巡回があれば、その場所の図面を含み、 宿直設備の概要がわかるものを含む)
- (5) 賃金台帳(宿日直対象者全員分)
- (6) 宿日直予定表(宿日直期間の宿直日直勤務の従事回数のわかるもの)
- (7) 宿日直の日誌の写し等(宿日直時における外来や病棟の過去の件数と時間数がわかるもの)
- (8) 通常の労働時間と宿日直業務の記載がある就業規則(表紙と該当条文の抜粋でも良い)もしくは雇用契約書(全員でなくても良い)の写し

○ 実地調査(訪問調査)時の確認事項 (例))

全体の流れ

- (1) 宿直室の確認
- (2) 定期巡視(見回り) コースの確認 ⇒ 監督官が一緒に回る
- (3) 面談(職種別)
- (4) 宿日直の日誌の確認

面談時に聞かれること(例)

- (1) 勤務の態様
 - ・宿・日直の勤務時間
 - ・業務的に、負担はどうか?
 - ・時間外の外来患者は、どのくらいいるのか?
 - ・死亡患者の件数は?
 - ・その他突発的なもので、どの様なものがあるのか?
 - ・緊急時の入院患者の対応頻度は? (過去の例から)
- (2) 宿日直手当金額
- (3) 宿日直の回数
- (4) 就寝設備(睡眠時間がしっかり取れているか?宿日直室でどの様にしているか?)

面談は、実際に、宿日直勤務をしている職員と行う。

申請する職種ごとの面談で、医師の宿日直の申請をする場合は、医師と面談することになる。 事務の宿日直も一緒に申請するなら、医師と事務ともに面談する。

○ 宿直・日直勤務許可申請書の提出から許可書の受取まで

申請書類に不備がなければ、申請書を提出してから実地調査が行われ、問題がなければ、 「断続的な宿直又は日直勤務許可書」が発行される。

なお、「断続的な宿直又は日直勤務許可書」には、有効期限はない。

まとめ

- (1) 本来業務は処理せず、常態としてほとんど労働する必要のないこと(通常勤務の継続となる場合は、宿日直許可が認められないため、通常勤務と切り分けて宿直業務に入ること)
- (2) 宿日直の回数(宿直:週1回・日直:月1回)
- (3) 宿直時は、夜間に十分な休息がとれること
- (4) 宿日直手当の賃金(1人1日平均額の3分の1以上)

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

様式第10号(第23条関係)

| 事業の種類 | | 業の種類 事業の名称 | | 事業の所在地 | | | | |
|-------|-------|------------|-------------------|--|---------------------|----------------|--|--|
| | 医療業 | 佐賀県勤改 | センタ―病院 | 佐賀県佐賀市 | 5水ケ江〇丁目△△番△△△号 | (0000-ΔΔ-0000) | | |
| | 総員数 | 1回の宿直員数 | 宿 直 勤 務 開始及び終了 | and the second s | 一定期間における 1人の宿直回数 | 1回の宿直手当 | | |
| 宿 | 8 人 | 1 人 | | 0 分から 0 分まで | 1 箇月に 2~4 回 | 10, 000 | | |
| 直 | 就寝設備 | 当直室、ベット、 | 机、椅子、冷蔵庫、空記 | 凋設備、シャ ワ | 7一の設備あり | | | |
| | 勤務の態様 | 入院患者の急変対応 | 、看護師への指示、稀れ | は時間外来院患 | 員者への対応 | | | |
| | 総員数 | 1回の日直員数 | 日 直 勤 務 開始及び終了 | 199 | 一定期間における 1人の日直回数 | 1回の日直手当 | | |
| - | 人 | 人 | 自 8 時 3 | 30 分から | | F | | |
| 目 | 5 | 1 | 1.0 | 30 分まで | 1箇月に1回 | 10,000 | | |

年 月 日

職名佐賀県勤改センタ―病院使用者医院長

氏名 勤改 太郎

1

佐賀 労働基準監督署長 殿



宿日直手当の計算例

断続的な宿直又は日直勤務許可申請(添付資料)

宿直又は日直勤務手当の算定

- ① 従事予定者 ____8___名
- ② 従事予定者の賃金額一覧 (月額)

| пр | *# /= #A | + + 4 | 諸手当の | 名称及び金 | 額 | Λ =L ±5 | | | | |
|-------|----------|---------------|---------|-------|----|---------------|---|---|---|------------|
| 氏名 | 満年齢 | 基本給 | 技術手当 | 手当 | 手当 | 合 計 額 | | | | |
| 勤改 春子 | 40 | 450,000円 | 20,000円 | 円 | 円 | 470,000円 | | | | |
| 勤改 一郎 | 35 | 600,000円 | 20,000円 | 円 | 円 | 620,000 F | | | | |
| 勤改 夏子 | 45 | 550,000円 | 20,000円 | 円 | 円 | 570,000円 | | | | |
| 勤改 次郎 | 25 | 500,000円 | H | B | 円 | 500,000円 | | | | |
| 勤改 秋子 | 33 | 600,000円 | H | 円 | H | 600,000円 | | | | |
| 勤改 三郎 | 27 | 550,000円 | H | H | 円 | 550,000円 | | | | |
| 勤改 四郎 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 700,000円 | H | 円 | 円 | 700, 000 F |
| 勤改 冬子 | 28 | 550,000円 | 円 | 円 | 円 | 550,000円 | | | | |
| | | H | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | |
| | | P | H | 円 | 円 | 門 | | | | |
| 総合 | 計 | 4, 500, 000 円 | 60,000円 | 円 | 円 | 4, 560, 000 円 | | | | |

^{※1} 申請時の賃金を記入して下さい。

③ 1人1日平均賃金額の1/3の算定

| 合計賃金額 | 労働者数 | 1 人 1 ヶ月平均額 (A) | | |
|--------------|--------------|-----------------|--|--|
| 4,560,000円÷ | 8 人= | 570,000円 | | |
| 1人1ヶ月平均額 (A) | 1ヶ月平均労働日数(日) | 1人1日平均額(B) | | |
| 570,000円÷ | 20 日= | 28,500円 | | |
| 1人1日平均額(B) | | 1人1日平均額の1/3 | | |
| 28, 500円÷ | 3 = | 9,500円 | | |

上記のとおり相違ありません。

事 業 場 名 佐賀県勤改センタ—病院 代表者職氏名 医院長 勤 改 太 郎 印

※ 宿日直する医師が全員外部医師の場合は、賃金構造基本統計調査の医師の賃金額を参考にする。

^{※2} 記載する賃金は通常の所定労働時間に支払われる賃金です(時間外・休日労働手当等の所定労働時間以外の賃金及び 割増賃金の算定基礎に算入しない家族手当・通勤手当、賞与等は記載する必要はありません)。

添付資料例

断続的宿日直勤務許可申請添付資料(任意様式)

| 事業 | の種 | 類 | | | | | 男 | 医師 | | 指導員(教 | 員) | |
|--------|------------|-------------------|--------------------|--------|-------------|------------|---|------------|-----------|----------|-------|-----|
| 事業 | 場名 | | | | | 労 | 女 | (准)看護的 | 师 | 栄養士·調 | 理員 | |
| 代表 | 者 | | | (担当者 |) | 働者 | 年少者 | 助産師 | | 介護士 | | |
| 所在 | 1th | | | | | 数 | 計 | 薬剤師 | | 事務員 | | |
| 17) 11 | .10 | | | (TEL |) | | īΓ | 技師 | | その他 | | |
| | | | 始業時間 | | | 〈交 | 替(時差)勤務。 | がある場合はその | の概略〉 | | | |
| 所 | 定労 | 働時間 | 終業時間 | | | | | | | | | |
| (| 通常 | '勤務) | 休憩時間 | | | 〈宿i | 直対象の診療 | 斗·部門〉 | | | | |
| | | A(医師) | 人 | D(|)人 | 業 | 務内容 | | | | | |
| | 者の職 バ人数 | B(看護師) | 人 | E(|)人 | | | | | | | |
| 100.00 | ,,,,, | C(|) 人 | F(|)人 | | | | | | | |
| 救急 | 指定 | の 有・ | 無病 | 末数 | 床 | 常明 | 持入院患者数 | 名 過去3 | カ月間の終業 | 業時刻以降の救; | 急患者数 | 名 |
| | 総 | 総員 数 | 名 | 3 | 名 | 一定期 一人の | 間の 1カ月 | 回 1カ | 月 | 回 開始時刻 | [1] | |
| | 1 🖪 | 回の員数 | 名 | 3 | 名 1回 |]の手 | 当額 | 円 | | 円 終了時刻 | | |
| - | | | 専用の宿前 | 直室の有 | | 無 | | 一人当たりのか | 広さ | (| m²) | |
| 宿 | 就 | 寝設備 | 無の場合は | は代替設備は | は何か | | | 寝具の備え付 | け | (| 人分 |) |
| | (| | | | |) | 冷暖房設備の |) | (有・ | 無 |) | |
| 直 | 勤務の態様 | その他の業 勤務 時間 | | | 回 2 23 2 | | 的分) | | 8 9 | 10 11 12 | 13 14 | 15 |
| | 総 | 总員 数 | | 名 - | 一人の回 |]数 | (1週・1 | ヵ月・) | 口 | 開始時刻 | | |
| | 1 🖪 | 回の員数 | | 名 1 | 回の手当 | 占額 | | | 円 | 終了時刻 | | |
| 日 | | 病室等の定 | 時巡回 | 有 (日直 | 勤務中 | | 回、延約 | 分)· 無 | | | | |
| 直 | 務の態 | その他の業 | | 直勤務中 | 回 | 、延紀 | 为 分) | · 無 | | | |) |
| | 様 | | | | | | 1980 ST COM 62 TO SERVICE NO. 11 TO SERVICE | 7 18 19 20 | | 23 24 1 | 2 3 | 4 |
| 宿・ | 日直 | 手当額 | 官日直手当 [:] | 額 円 > | | 日直 | 勤務予定の同 | 種労働者1人1 E | 日平均額 ÷ | 3 (※別添 | 賃金一覧 | [表] |
| 備 | 考 | | 3 | 7 | | | | | | 8 | | |

上記のとおり相違ありません。

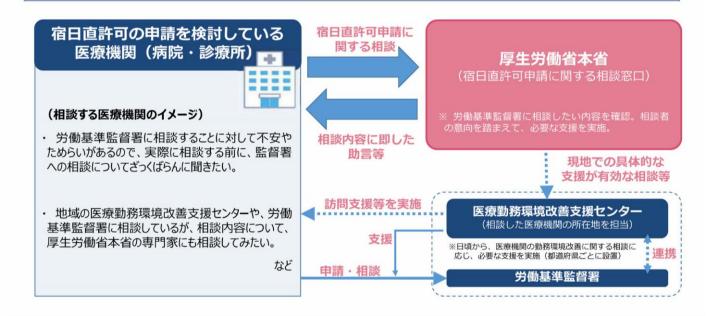
令和 年 月 日

事業場名

記載者職氏名

医療機関の宿日直許可に関するご相談について

- ◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置
- ◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答
- ※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境 改善支援センター(医療労務管理アドバイザー)が必要な支援を実施



厚牛労働省相談窓口に相談用のメールフォームがあります。

いきいき働く医療機関サポートWeb⇒医師の働き方改革の制度解説⇒医療機関の宿日直許可申 請に関する支援と相談窓口

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html]

佐賀県医療勤務環境改善支援センター

〒840-0054 佐賀市水ヶ江一丁目 12番 10号 佐賀メディカルセンター4F 一般社団法人佐賀県医師会事務局内

電話番号: (代表窓口) 0952-37-1414

(専用窓口) 080-8364-1808

ホームページ: https://www.sagakinkai.org/

メールアドレス:sma@saga.med.or.jp

平日 午前9:00~午後5:00 ※8月13日~8月15日及び12月29日~1月3日を除く